

国民健康保険に加入している方の

産前産後の保険税が 軽減されます

対象者

以下の要件をすべて満たす方

(ア) 出産予定・出産した方

妊娠85日（12週）以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含む）

(イ) 産前産後期間(★)に川口市国民健康保険に加入している方

軽減内容

出産される方の出産(予定)月の前月から出産(予定)月の翌々月（以下、産前産後期間）までの4ヶ月間にかかる国民健康保険税（所得割額・均等割額）相当分を年間保険税額から減額します。

* 多胎妊娠の場合は出産(予定)月の3ヶ月前から出産(予定)月の翌々月までの6ヶ月間相当分

	3ヶ月前	2ヶ月前	前月	出産(予定)月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				★	★	★	★
*多胎の方	★	★	★	★	★	★	

■ … 軽減対象期間 ★ … 産前産後期間



対象者の産前産後期間相当分の国民健康保険税額を、当該年度の世帯全体の保険税額から減額した後、納期別の税額を再計算しますので、**産前産後期間中に納期を迎える保険税額が一律0円となるわけではありません**。

※保険税額が賦課限度額に達している世帯においては、軽減措置を適用しても保険税額が変更されない、または対象者の産前産後期間相当分全額を軽減できない場合があります。

※税額変更により過納額が生じた場合は、後日還付通知を送付します（2~3ヶ月程度時間がかかることがあります）。

川口市国民健康保険課資格第1・2係

TEL

048-259-7669 (直通)

住所

川口市青木2-1-1

川口市役所国民健康保険課

軽減適用には**届出が必要です**。裏面を確認ください。

軽減には届出が必要です

●必要書類

- ① 母子健康手帳
- ② マイナ保険証または資格確認書

※死産・流産・人工妊娠中絶の場合は死産届等医師の証明書（写し可）

●届出方法

オンライン

郵送

国民健康保険課窓口

※各支所・各行政センターでは受付できません。

●出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

オンライン

郵送

での届出は

右の二次元バーコードまたは川口市ホームページから専用ページにアクセスして確認ください。

川口市 国民健康保険税 産前産後 軽減 検索



よくある質問

●届出について

出産する本人以外が届出をすることは可能ですか？

原則は世帯主の方からの届出となります。住民票上同世帯の方であれば、委任状不要で届出が可能です。なお、オンラインでも届出はできますので、ぜひご利用ください。

出産前に届出した出産予定日と、実際の出産日が異なる月となりました。再度届出が必要ですか。

実際に出産した月と出産予定日の月が異なった場合でも、原則、再度届出をする必要はありません。

軽減の届出をしましたが、変更後の保険税額はいつわかりますか。

変更後の保険税額は、届出の翌月末までに届く国民健康保険税変更通知書で確認してください。次年度以降の保険税額が減額となる場合は、あらかじめ産前産後軽減を適用した税額となりますので、毎年7月中旬に届く国民健康保険税決定通知書を確認してください。

●軽減対象について

出産日の前月は川口市の国保に加入していましたが、出産日時点では川口市国保は脱退して、社会保険に加入しています。軽減対象になりますか。

産前産後期間中に川口市の国保に加入していて、産前産後期間に相当する国民健康保険税の賦課がある場合は、軽減対象となります。対象期間があるかはこちらで確認しますので、お問い合わせください。

軽減の届出後に川口市外へ引越すことになりました。どうなりますか？

産前産後の軽減対象期間中に川口国保を脱退する場合、川口市の国保加入期間相当分のみを対象として減額を再計算します。なお、転入先の自治体で国保に加入する場合は、再度届出が必要となる場合がありますので、転入先の自治体に確認してください。